

鹿児島県における災害支援ナースの派遣に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この細目は、鹿児島県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において、令和 年 月 日付けで締結した「鹿児島県における災害支援ナースの派遣に関する協定（以下「協定」という。）」第12条に基づき、緊密な連携の下に効果的な運用が図れるよう必要な事項を定めるものとする。

(派遣要請等)

第2条 甲は、協定第2条第1項に基づき乙に派遣を要請しようとするときは、「鹿児島県災害支援ナース派遣要請書」に基づき、(様式第1号)（以下、「要請書」という。）により、乙に協力を要請する。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

(活動報告)

第3条 乙が、協定第2条の規定により災害支援ナースを派遣したときは、派遣終了後速やかに、「鹿児島県災害支援ナース活動報告書」(様式第2号、第2号-1、第2号-2)により、甲に報告するものとする。

(事故報告)

第4条 乙が、協定第2条の規定に基づく派遣において、班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(様式第3号)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

第5条 協定第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、「費用弁償請求書」(様式第4号)により、乙が甲に請求するものとする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとするものが「扶助金支給請求書」(様式第5号)により、甲に請求するものとする。

(費用弁償の額)

第6条 協定第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として実施弁償の基準(別表第1)に定める額とする。

2 協定第9条第1項第2号に規定する費用弁償の額は、使用した資機材等にかかる実費とする。

3 協定第9条第1項第3号に規定する扶助金については、「災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例施行規則」(昭和39年3月18日規則第28号)に準ずるものとする。

4 協定第9条第1項第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1項、第2項又は第3項に該当しない

費用であって、この協定実施のために要したものとする。

(損害保険の加入等)

第7条 甲は、災害支援ナース派遣に伴う事故に対応するため、傷害保険に加入する。

2 傷害保険は、補償基準（別表第2）を基準とする。

別表第 1

実費弁償の基準

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
保健師 助産師 看護師 准看護師	災害救助法施行細則（昭和35年鹿児島県規則第106号）第11条に定める額		

別表第 2

補 償 基 準

- ① 死亡・後遺障害 : 2億円（ただし、天災危険については1億円）
 - ② 入院日額 : 1万5千円
 - ③ 通院日額 : 1万円
 - ④ 個人賠償責任 : 1億円（免責金額3,000円）
 - ⑤ 携行品損害 : 10万円
 - ⑥ 付帯特約 : 天災危険担保特約（①～③に適用）
包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算）
- * 天災危険とは、地震・噴火・津波等による危険をいう。
- * 疾病は補償対象外となる。